

## 明細書の発行について

療養担当規則等の改定により平成30年4月から、  
『公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者についても自己負担がある患者と同様に明細書の無料発行を原則義務とする』  
となりました。その為、子ども医療費助成対象、その他公費で自己負担がない患者様にも明細書をお渡しいたしますので、お会計までにお時間をいただく可能性があります。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力の程よろしく願  
いいたします。

平成30年4月1日  
大分こども病院 院長